

2020年4月24日

新型コロナウイルス感染症対策に係る
電気料金の特別措置（支払期日の再延長）について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、電気料金の特別措置（支払期日の延長）を講じております。

（2020年3月19日お知らせ済み）

新型コロナウイルス感染症については、現時点においても感染拡大が続いており、さらに新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言が全国に拡大されております。

このような状況を踏まえ、当社は、電気料金の支払期日のさらなる延長を目的に、3月19日にお知らせしている特別措置の内容を一部変更することとし、「特定小売供給約款以外の供給条件」の設定について、2020年4月23日付で経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）であって、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま

2. 特別措置の内容 ※下線部が変更点

<一部変更の内容（変更後）>

2020年3月分および4月分（支払義務発生日が3月19日以降となるものに限り、）の電気料金の支払期日^{*}を、原則として各々2カ月間延長し、5月分の電気料金の支払期日を、原則として1カ月間延長いたします。

<3月19日お知らせ済みの内容（変更前）>

2020年3月分、4月分および5月分（支払義務発生日が3月19日以降となるものに限り、）の電気料金の支払期日^{*}を、原則として各々1カ月間延長いたします。

※ 支払期日は、検針日の翌日から30日目を行います。

■当社と電気のご契約をいただいているお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社お客さまセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

お客さまセンター TEL. 0120-175-466

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

《お申し込み窓口》

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

青森県

- 青森支店生活提案グループ（青森市港町二丁目12番19号）
- むつ営業所お客さま提案課（むつ市小川町二丁目3番7号）
- 弘前営業所お客さま提案課（弘前市大字本町1番地）
- 八戸営業所お客さま提案課（八戸市大字堤町11-2）

岩手県

- 岩手支店生活提案グループ（盛岡市紺屋町1番25号）
- 岩手三陸営業所お客さま提案課（釜石市甲子町第10地割210-3）
- 岩手県南営業所お客さま提案課（北上市本通り四丁目11番12号）

秋田県

- 秋田支店生活提案グループ（秋田市山王五丁目15番6号）
- 秋田県北営業所お客さま提案課（大館市字長倉126番地）
- 秋田県南営業所お客さま提案課（横手市前郷二番町11番24号）

宮城県

- 宮城支店生活提案グループ（仙台市青葉区中央四丁目6番1号）
- 宮城県北営業所お客さま提案課（大崎市古川中里一丁目4番11号）
- 石巻営業所お客さま提案課（石巻市大街道北1丁目1番21号）
- 仙台北営業所お客さま提案課（仙台市泉区八乙女四丁目5番地の1）
- 仙台南営業所お客さま提案課（仙台市若林区沖野二丁目5番10号）

山形県

- 山形支店生活提案グループ（山形市本町二丁目1番9号）
- 庄内営業所お客さま提案課（酒田市千石町一丁目12番34号）
- 最上村山営業所お客さま提案課（天童市天童中一丁目4番1号）
- 置賜営業所お客さま提案課（米沢市門東町三丁目2番40号）

福島県

- 福島支店生活提案グループ（福島市栄町7番21号）
- 会津若松支社お客さま提案課（会津若松市東栄町3番38号）
- 郡山営業所お客さま提案課（郡山市細沼町1番5号）
- 白河営業所お客さま提案課（白河市中田29-1）
- いわき営業所お客さま提案課（いわき市平字作町一丁目5番地1号）

新潟県

- 新潟支店生活提案グループ（新潟市中央区上大川前通五番町84番地）
- 新発田営業所お客さま提案課（新発田市新栄町三丁目1番34号）
- 新潟県央営業所お客さま提案課（三条市旭町一丁目11番2号）
- 長岡営業所お客さま提案課（長岡市城内町三丁目1番地）
- 柏崎営業所お客さま提案課（柏崎市東本町二丁目3番20号）
- 上越営業所お客さま提案課（上越市大町二丁目2番24号）

以 上